

# 令和8・9年度学校給食用物資納入業者登録申請の手引き

精華町立小中学校の学校給食は、令和6年度より公会計化により運用しています。現在、学校給食用物資の納入には、「精華町学校給食用物資納入業者登録」のうえ、学校給食用物資の供給契約を締結しています。

学校給食用物資供給について登録申請を受け付けますので、希望される方は、以下の内容に従って登録手続きをしてください。

## 1. 登録要件

以下のすべての要件を満たすこととします

### 【共通事項】

- (1) 学校給食用物資納入事業者（以下「納入業者」という。）は、精華町物品役務競争入札参加資格を有していること

### 【基本的要件】

- (1) 学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律その他関係法令等を遵守していること
- (2) 学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力ならびに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること
- (3) 異物混入や不良品の混入等の事態において誠実かつ迅速に対応できること
- (4) 税の滞納がないこと

### 【立地条件】

- (1) 営業所が精華町内又は配送が可能な京都府内又は近隣の府県にあること

### 【経営状況】

- (1) 常時営業がされており、経営状況が良好であること
- (2) 工場、店舗、販売所等固定した営業施設を有していること
- (3) 2年以上その業務を営んでいること

ただし、1年未満の営業事業者であっても、その代表者が2年以上同一の業務に従事したものである場合はこの限りでない

- (4) 営業に関して法令上資格を要する業種にあっては、その資格を有していること

### 【衛生状況】

- (1) 営業施設と納入しようとする給食用物資の衛生管理及び従業員に対する

健康管理が十分行われていること

- (2) 製造加工業者については、材料倉庫・物品置き場・冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること
- (3) 付近住民から衛生管理についての苦情がないこと
- (4) 随時の立入検査等を行う場合は、速やかに応じることができること

## 2. 給食用物資納入業者の登録手続き

- (1) 精華町学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入・押印の上、必要書類を添付し、精華町教育部 学校教育課 防災食育センターへ持参又は郵送により提出してください。  
(必要書類)
  - ①令和7・8年度の物品役務競争入札参加資格審査申請の受付票の写し  
(※申請手続き終了後、提出していただきます)
  - ②営業に関し許可、登録等を受けることとされている場合は、当該許可、登録等を受けていることを証する書類
  - ③その他教育長が必要と認める書類

\*食品衛生法に基づく許可を要する業種について

学校給食用物資の納入において食品衛生法に基づく許可を要する主なものは、以下の業種となります。

- ・食肉販売業・魚介類販売業・豆腐製造業・麵類製造業
- ・水産製品製造業・食肉製品製造業等

- (2) 学校教育課は、提出書類を受領後、書類の内容を審査します。不明な点があれば、業者様に電話等で確認することがあります。また、明白かつ軽微な誤字・脱字等はご連絡せずに修正させていただきますので、御了承ください。

- (3) 審査の結果、登録に問題がない場合は、学校給食用物資納入業者として登録します。審査の結果要件を満たさないなど登録ができない場合は別途連絡いたします。

## 3. 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 4. 登録申請書受付期間

令和8年1月26日（月曜日）から令和8年2月6日（金曜日）まで（必着）

※1 午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）に、持参又は郵送により提出してください。

※2 申請書を提出する封筒には「精華町学校給食用物資納入業者登録申請書在中」と記載してください。

#### 5. 納入業者の登録の抹消

精華町学校給食用物資納入業者登録をされた場合でも、次の各号に該当したときは登録を抹消する場合があります。

- (1) 登録基準に適合しなくなったとき
- (2) 教育長が特に不適当と認めたとき

#### 6. 取扱給食用物資

取扱給食用物資は以下のとおりとする

区分番号	項目	代表的な商品例
1	主食	米穀、パンなど
2	穀類	小麦粉、麵類、麦など
3	食肉類	牛肉、豚肉、鶏肉など
	肉加工品	ベーコン、ハムなど
4	調味料	しょうゆ、みそ、酒、塩、砂糖、ソースなど
5	缶詰類	水産缶詰、果物缶詰、野菜缶詰など
6	海産物類	削り節、鰯節、昆布、ひじき など
7	野菜果物類	野菜類、いも類、きのこ類、果物類 など
8	油脂類	バター、サラダ油、米油、オリーブ油 など
9	乳製品類	調理用チーズ、生クリーム、脱脂粉乳 など
10	たまご	鶏卵、うずらの卵
11	魚介類	鮮魚（切身、開き、角切 など）、冷凍の魚
	魚介加工品	かまぼこ、ちくわ など
12	乾物類	干しこいたけ、切干大根、乾燥昆布、乾燥寒天、乾燥わかめ、乾燥ひじき、春雨、ごま、大豆など
13	豆腐類	豆腐、油揚げ、厚揚げなど
14	こんにゃく	こんにゃく、しらたき など
15	その他	デザート類、その他加工品

## 7. 契約期間と区分

精華町は、学校給食用物資納入登録業者の中から品目ごとに契約期間を定め、物資供給契約を締結します。

契約期間と主な調達物資の種類は以下のとおりとします。

- (1) 年契約物資 …牛乳、主食（米穀、パン）
- (2) 学期契約物資…食肉類、調味料、缶詰類、海産物類、油脂類、乳製品類、たまご、魚介類、乾物類、豆腐類、こんにゃく、その他
- (3) 月契約物資…野菜果物類（生鮮）
- (4) 隨時調達物資…献立の内容により特別に調達すべき物資

## 8. 問い合わせ先、郵送先

〒619-0243

京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字丸山4番地2

精華町防災食育センター

電話：0774-66-6108 FAX：0774-66-6109

メール：shokuiku@town.seika.lg.jp